

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年 4月13日

東京都作業部会確認年月日 令和3年 4月14日

事業名 共同実施事業（大会関係車両の高速料金）

案件名 フリート車両における高速料金の支払い

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 本件は、フリート車両の高速道路通行料金であり、平成 29 年 5 月 31 日の大枠の合意の考え方に基づくが、公費負担は調整事項としている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ● 本件は、大会関係者の円滑な輸送を実現するために実施することから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 ● 組織委員会が一括して実施することで、関係各部門との調整など意見の反映が可能であり効率的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会関係者にフリート車両による円滑な輸送を提供するために必要な事業である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用する高速料金については、対象のステークホルダー数や1日あたりの移動スケジュールを想定し算出している。 ● ETCカードを発行し、一括精算を行うことで効率性を確保している。 ● 誓約書を取り交わすことにより、不適切な取り扱いがされないよう保証している。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行見込み単価は、各高速料金を勘案して算出している。 ● 大会本番時の状況に応じて、実態に合わせた清算を行うこととする。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 全体としては、予算内での執行を行うことについては確認しているが、現時点では、大会関係車両の通行料金に係る経費負担割合は費用負担は調整事項となっているため、調整が整うまでは全額組織委員会負担とする。都は大会経費の都の分担額の枠内であることを確認した上で負担することとする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。